

## 開館日時変更の際での考え方と変更後の運用改善

令和 6 年 3 月 2 日

**社会教育施設**(社会教育課)

- 週休 2 日を前提とし、利用実態に合わせ開館時間を見直した(指定管理の文化会館は除く)。
- 各協議会・運営審議会にて承認を得るとともに、利用調整会議を通じ把握している定期利用団体に変更通知と調整依頼を実施済。
- 公民館 須田分館は須田コミュニティセンターへ機能統合。

**福祉施設**(健康福祉課)

- 浴場営業のない 4 施設(ゆきつばき荘、かも川荘、上条・北コミュニティセンター)は週休3日とした。
- 浴場営業がある施設は利用実態に合わせ3施設(下条・須田・七谷コミュニティセンター)は週休2日、1施設(中央コミュニティセンター)は曜日をずらして週休1日とし、浴場利用者の代替利用が可能な休館設定とした。
- 開館時間および浴場営業時間は利用実態に合わせ見直した。

**スポーツ施設**(スポーツ振興課)

- すぱーく加茂と温水プールの開館時間を定期利用団体含む利用実態に合わせ見直した(温水プールは小中学校の水泳授業がない冬期は週休 2 日に)。
- 定期利用団体には、定期利用団体の申請及び利用調整会(3月上旬)開催の案内を送付する際に、体育施設の開館時間及び使用料の改定の文書を同封。また、各屋内体育施設にも同じ文書を設置。

**変更後の運用改善**

- これまで利用調整会議を実施してこなかった健康福祉課管轄の各施設について、団体利用の利便性を鑑み利用頻度の高い施設での実施を検討する。
- 区などの年間行事での利便性を鑑み、年単位での利用予約を検討する。
- 令和 6 年 4 月以降の利用データを集計し、変更後半年を目途に利用状況の報告と利用者からの意見収受を目的に再度説明会を実施する。

以上